

## 第9回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

1 開催日時 平成23年6月1日（水）午後3時～4時30分

2 会場 職員会館かもがわ 大会議室

### 3 議事等

- (1) 新たな路上喫煙等禁止区域の指定について
- (2) 意見交換（主な意見は下記のとおり）

### 記

#### ● 事務局

- ・ 今回の答申は、平成21年11月に諮問を受けた「新たな路上喫煙等禁止区域の指定」に対する最終の答申と位置づけている。
- ・ 前回の審議会において、高い広報効果が期待できる区域として、「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域を禁止区域に指定することに賛同いただいた。「京都駅周辺」地域は、「国際観光都市・京都」の玄関口であるとともに、特に観光旅行者等に対し、本市の取組を周知するのに最適の地域である。「清水・祇園周辺」地域は、長年、最も多くの観光旅行者が訪れ、外国人観光旅行者に人気があり、国内外への高いPR効果が期待できる。
- ・ 「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域の指定を契機として、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。
- ・ 禁止区域の指定に当たっては、市民・観光旅行者等に対してきめ細やかな啓発を行うため、十分な周知期間をとる必要がある。

#### ○ 委員

- ・ 別添の「禁止区域案」を設定した考え方について説明をお願いします。

#### ● 事務局

- ・ 別添の「禁止区域案」は、前回の審議会にて提案したとおりである。
- ・ 「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域において、広報効果が高く、かつ、多くの観光旅行者等が利用する道路等を地元意見も踏まえて、禁止区域に指定することとした。

#### ○ 委員

- ・ 答申案に基づき議論したい。欠席された委員の意見を聞いているか。

#### ● 事務局

- ・ 欠席された委員からは、「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域を新たに禁止区域に指定することに賛成と聞いている。

#### ○ 委員

- ・ 禁止区域の標識だけでは、禁止区域での路上喫煙が禁止されていると認識し、禁止区域以外であれば路上喫煙をしても良いと誤解する人が出てくる。市内全域で「路上喫煙をしてはいけない」ことが周知できる標識等が必要ではないか。

#### ● 事務局

- ・ 標識は、過料を徴収する区域を分かりやすく示すため、条例・規則に基づき定めている。啓発活動では、市内全域で「路上喫煙をしてはいけない」ことを周知啓発してきた。また、禁止区域に設置している看板には、違反者が過料処分されることだけで

はなく、市内全域で「路上喫煙をしてはいけない」ことも併記している。

○ 委員

- ・ 市内全域を禁止区域に指定するのではなく、市内全域で路上喫煙をしてはいけないという意識が根付くようマナーの啓発に取り組んでほしい。

○ 委員

- ・ 現在の禁止区域での取組の効果を教えてほしい。

● 事務局

- ・ 路上喫煙率は大幅に減少している。禁止区域の指定前と比べ平成22年8月時点で、路上喫煙率が禁止区域内では84%減、禁止区域外でも半減している。過料処分の件数は、禁止区域の拡大に伴い大幅に増加している。

○ 委員

- ・ 新たに禁止区域を拡大すると過料処分件数はさらに増えることになるが、その結果として、路上喫煙者が減少することになり路上喫煙対策として効果がある。

○ 委員

- ・ 「京都駅周辺」地域は、非常に大きな範囲が禁止区域となるため、京都市への訪問者に対し禁止区域を周知するためにも、喫煙場所の設置を考えてほしい。

○ 委員

- ・ 現在の禁止区域には、摩耗して薄くなっている路面標示がある。今回の禁止区域を指定した後も、しっかりと標示物の維持管理をしてほしい。

● 事務局

- ・ 新たな禁止区域においても標示をしっかりとやっていかなければならない。特に、「清水・祇園周辺」地域は、景観に配慮したものとなるよう工夫して周知に努めたい。

○ 委員

- ・ 指導員の巡回時間は決まっており、過料徴収ができない時間があるという運用面での制約がある。過料徴収について事務局はどのように考えているのか。

● 事務局

- ・ 過料徴収だけではなく、市内全域で「路上喫煙をしてはいけない」との認識を共有してもらうことが重要である。

○ 委員

- ・ 「京都駅周辺」や「清水・祇園周辺」地域では、私有地でも道路の形状をしているところが多く、禁止区域と禁止区域外を区別することは一般的に難しい。多数の方が自由に利用できる場所では、施設内外を問わず全面的に禁止区域に指定すると効果が高まるのではないかと。
- ・ 夜間に路上喫煙者が多くいるため、監視指導員の巡回時間を見直す必要があるのではないかと。監視指導員を9人に増員したことは良いことだが、警察OBでも65歳以上の年金受給者を雇用するなどコスト面で工夫してはどうか。

● 事務局

- ・ 多数の人が利用する施設では、施設管理者による受動喫煙対策が必要であると認識している。実際に、京都駅や清水・祇園周辺の寺社等では禁煙や分煙に取り組まれている。監視指導員は、禁止区域を1日中巡回する必要があるため、65歳までの方を採用している。

○ 委員

- ・ コスト意識をもって路上喫煙対策に取り組んでほしいというのは、各委員の共通の

認識である。

○ 委 員

- ・ 答申案には、審議会の考えを適切に盛り込まれている。  
禁止区域において過料徴収を適切に実施することで、取組の効果が相当上がっていることは大変うれしい。
- ・ 今後は、全体的な喫煙者のマナーの向上を図っていくことが重要である。団体旅行者に対して効果的に周知する方法を検討する必要がある。

○ 委 員

- ・ 禁止区域を指定するうえで、喫煙場所の設置は大変重要である。  
喫煙者に対して、喫煙場所を知らせることで、喫煙場所まで我慢しようという動機づけにもなる。

● 事務局

- ・ 路上喫煙対策においては、喫煙者と非喫煙者との共存の観点が必要と考えており、条件が合うところには喫煙場所を設置していきたい。
- ・ 監視指導員には、喫煙場所を記載した地図を携帯させ、必要な方には付近の喫煙場所を案内している。

○ 委 員

- ・ 本日の審議会で、答申案に対して反対する意見はなかったが、修正・加筆する必要はあるか。

○ 委 員

- ・ 答申案を修正・加筆する必要はない。

○ 委 員

- ・ 本日の審議会で、この答申案を了承いただいた。会長、副会長で細部を確認し、答申書として市長に提出する。